

令和2年第5回那須塩原市議会定例会 請願・陳情等文書表

○新たに受理された陳情

受理 番号	受 理 年月日	件 名	陳情の要旨	陳 情 者 住所及び氏名	付 託 委員会
7	R2.11.17	国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書	疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現するよう、国への意見書提出を求める。	〒320-0017 宇都宮市 戸祭台29-17 栃木県保険医協会内 栃木県社会保障推進協議会 会長 大根田 紳	

国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう 意見書提出を求める陳情書

1 陳情の要旨

疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現するよう、国への意見書提出をお願い致します。

2 陳情の理由

2018年12月14日「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が公布されました。

成育基本法は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念としています。

また、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

成育基本法を実現するためには、①妊産婦に対して疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」を国が創設する、②国による妊産婦医療費助成制度創設を実現するためにも、自治体としての妊産婦医療費助成制度を拡充することが重要と考えます。

つきましては、国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書の提出をお願い致します。

令和2年11月17日
那須塩原市議会議長
吉成 伸一 様

陳情人 住所 宇都宮市戸祭台 29-17
栃木県保険医協会内

氏名 栃木県社会保障推進協議会
会長 大根田紳



陳情第 7 号

国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書（案）

2018年12月14日「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が公布された。

成育基本法は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念としています。

また、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

多くの自治体で旧「妊娠中毒症等療養援護」と同様の制度があるが、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」は13道県156市町村の実施にとどまっている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法6条で妊娠中又は出産後一年以内の女子と規定）について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 一、疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年〇月〇日
〇〇議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿